

【中国】突発事件対応法（災害事故対策基本法）の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 自然災害、事故災害、事件等の対処を定める突発事件対応法について、2024 年 6 月 28 日、防災、救援体制の強化、民間の力の活用、被災者の人権保護等の内容を含む改正がなされた。

1 背景と経緯

災害・事故対応の基本法である突発事件対応法は、2003 年の SARS（重症急性呼吸器症候群）流行の後、2007 年に制定された法律である¹。2019 年以降の新型コロナウイルス感染症の流行が契機となり、2020 年、他の関係法律と併せ、同法初の改正が同年の全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会の立法計画に盛り込まれた²。過去の災害・事故等の対応経験等を踏まえ、同年から応急管理部³（部は日本の省に相当）により、改正草案の作成が進められた。改正法律案は、2021 年 12 月から全人代常務委員会での審議が開始され、2024 年 6 月 28 日、同会議で可決、同日公布⁴、同年 11 月 1 日に施行される⁵。以下、主な改正部分を中心に内容を紹介する。

2 改正法の概要

(1) 総則

突発事件のニュースの取材及び報道に係る制度を構築整備する国の方針並びに突発事件に対する取材及び報道の原則（迅速、正確、客観的、公正）等を明記した。関係政府及び部門に、メディアを善導する業務の遂行を義務付けた（第 8 条）。組織及び個人が、関係機関の突発事件への対応に係る職責不履行等について、政府等への申立て及び通報を行う権利を有すること（第 9 条）、突発事件の対応では、個人、法人等の利益を最大限に守り、他者の権利・利益への侵害を最小限にする措置を講じるべきこと（第 10 条）、国は、突発事件の対応において、未成年者、高齢者、妊産婦等に対し、特別かつ優先的な保護を行うこと（第 11 条）等が規定された。

(2) 防災対策

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 9 日である。

¹ 突発事件とは、突然発生し、重大な損害をもたらし得る、応急対応を行うべき自然災害、事故災害、公衆衛生や社会の安全に関わる事件をいう（本法第 2 条）。宮尾恵美「中国における大規模自然災害への対応—突発事件対応法と応急対策計画を中心に—」『外国の立法』No.251, 2012.3, pp.214-238. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3487064>>

² 湯野基生「【中国】野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定及び公衆衛生に係る立法計画の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.20-21. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11512843>>

³ 中国語原文は「应急管理部」。2018 年に、国務院各部門の突発事件対応、火災・水災・地震等の災害対応機能を統合して国務院に新設された部門名。応急管理部は、本法では「国務院应急管理部門」として規定される。

⁴ 「突发事件应对法修订：依法防控 依法治理」2024.7.24. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202407/t20240724_438425.html>; 「中华人民共和国突发事件应对法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4ZDZhNDI0YjAxOTA1ZjEzZWZWRiYTIJmI%3D>>（中華人民共和国主席令第 25 号）。改正法は、全 8 章 106 か条から成る。第 1 章：総則（第 1 条～第 15 条）、第 2 章：管理及び指揮体制（第 16 条～第 25 条）、第 3 章：予防及び応急準備（第 26 条～第 57 条）、第 4 章：監視及び早期警戒（第 58 条～第 70 条）、第 5 章：応急処置及び救援（第 71 条～第 85 条）、第 6 章：事件後の復旧及び再建（第 86 条～第 94 条）、第 7 章：法的責任（第 95 条～第 102 条）、第 8 章：附則（第 103 条～第 106 条）。

⁵ なお、2023 年 12 月改正の慈善法（湯野基生「【中国】慈善法の改正」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, p.39 参照）に關係規定が新設されたほか、2024 年 2 月、突発事件応急対策計画に関する国務院規則が改正された。「国务院办公厅关于印发《突发事件应急预案管理办法》的通知」2024.2.7. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/202402/content_6930816.htm>

国务院の应急管理部門（应急管理部）は、衛生・健康等の関係部門と共に、全国の応急避難場所の建設に係る業務の指導等を行うとした（第 31 条）。国の総合的消防救援隊⁶を、応急救援の常備的な主力と位置付け、郷級政府等⁷の基層組織も応急救援隊を設立できることを定め、民間による応急救援サービスを奨励するとした（第 39 条）。専門の応急救援隊員について、相応の身体条件、専門技能等の具備及び国の定める職業資格の取得を要件とした（第 40 条）。国の方針として、応急用物資備蓄リストの更新（第 45 条）、公民（国民）、法人等による基本的な生活必需品等の備蓄の奨励（第 46 条）、応急時の輸送保障計画の策定のほか、物資等の輸送の保障及び応急時の輸送における民間の力の活用（第 47 条）を明記した。

国は、突発事件に対する衛生面での応急体制を構築整備する（第 50 条）とし、県級以上の政府に対し、救急医療ネットワーク体制の強化等を義務付けた（第 51 条）。紅十字会（中国の赤十字組織）には、突発事件による負傷者等の救援活動、政府を支援する人道的活動等を、慈善組織には、関係政府の調整の下での募金や救助活動の実施を義務付けた（第 53 条）。

突発事件に係る警報を発信するプラットフォームを国として構築整備することを明記し、ラジオ、テレビ、雑誌、新聞、ネットサービスの提供者等に対し、警報を速報する手段を構築し、警報の発信等を迅速、正確に、無償で行うことを義務付けた。公共スペース等では、警報を受信し、伝達する担当者を置き、施設設備の維持を十分に行うこと等を義務付けた（第 65 条）。

（3）応急対処、救援

突発事件に係る応急即応⁸制度を構築整備する国の方針を明記した（第 71 条）。対応主体となる政府に、応急即応の開始、関係部門、応急救援隊等の動員、上級政府への報告等を義務付け、必要に応じ、現場指揮本部を設置し、現場の組織、個人を指導できるとした（第 72 条）。

被災者等のメンタルヘルスに係るサービス体制及びその人材育成を強化する国の方針を明記し（第 81 条）、突発事件の犠牲者の遺体に対する衛生及び防疫の強化、故人の尊厳の保護、遺品の適切な保管等が義務付けられた（第 82 条）。

県級以上の政府及び関係部門に対し、関係職責の履行に必要な範囲で、救援ニーズ等の情報提供を公民、法人等の組織に求めることを認める一方、取得した情報の秘密の厳格な保護や、公民の通信の自由及び秘密の保護を義務付けた（第 83 条）。関係組織及び個人が、業務のため他者の個人情報を取得する必要があるときは、法定の手順に従い行うこととし、違法な取得、売買等を禁止した（第 84 条）。突発事件対応のため取得された個人情報は、業務終了後に廃棄し、証拠等の目的で保存を続ける場合は、その合法性等を評価することを義務付けた（第 85 条）。

（4）復興

突発事件の脅威等が解消された後、対応主体となる政府は、応急即応の解除を宣言すべきことを明記した（第 86 条）。被害地域の政府が設備復旧のため調整すべき部門として、应急管理、衛生・健康、水利等の部門を追加した（第 87 条）。県級以上の政府には、突発事件の応急救援作業中の死傷者の労働災害認定、同作業中の傷病者への医療対応（第 91 条）を、国の公文書主管部門には、突発事件対応関係文書の収集等に係る体制整備等を義務付けた（第 94 条）。

⁶ 中国語原文は「国家综合性消防救援队伍」。2018 年、公安部の消防隊、武装警察の部隊等を統合し、应急管理部の所管として設置された。

⁷ 中国の地方行政区分は、省級、地区（市）級、県級、郷級の 4 階層から成る。突発事件対応に係る郷級政府等の責任を明示する第 20 条が新設され、救援隊の設置権限に係る第 39 条でも、郷級政府等が対象に加えられた。

⁸ 中国語原文は「应急响应」。応急即応のレベルは、突発事件の性質、危険度、影響範囲等に基づき、最高レベルの 1 級から 4 級までの 4 段階に区分される。